

光市役所周辺図

位置図

光市LINE 公式アカウント
友だち募集中
@hikaricity

イベント情報など、様々な情報をお届けしています。ごみの分別に役立つ機能も利用いただけます。

○自治会への加入について

住みよく安全で豊かな地域づくりのため、自治会に加入しましょう。
転入先の自治会が不明な場合は、お問合せください。
(問合せ窓口) 地域づくり支援センター(光市島田四丁目14-3) 電話:0833-72-8880

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421又は☎0833-72-1422)までお寄せください。

「光市行政手続きガイド」転入したとき

転入したときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

●住民票・印鑑登録

●国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先・健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

●後期高齢者医療

75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

●国民年金

厚生年金または共済年金加入者は、勤務先・年金事務所、共済組合などにお問合せください。

2ページ

●介護保険

●福祉・教育

3ページ

●福祉

●税金

●ごみ

●水道・下水道

●その他

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ㊦マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1 転入届	●前住所地で交付された『転出証明書』 ※住民基本台帳カード・マイナンバーカードの交付を受けている方は、前住所地で『転出証明書』の交付はありません。 ●住民基本台帳カード(交付を受けている方) ●マイナンバーカード(交付を受けている方) ●交付時に設定した英数字6桁以上及び数字4桁の暗証番号が必要です。 ●届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険の保険証など) ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。 ※該当するお子様がいる場合、転校手続きに必要な『就学校指定通知書』を交付しますので、通知書に記載してある学校でお手続きください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
2 印鑑登録申請	●登録する印鑑 ●官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) ※お持ちでない方はお問合せください。 ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。また、即日の登録はできませんので、詳しくはお問合せください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
3 国民健康保険	●世帯主及び対象者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの(既に国民健康保険に加入している世帯に世帯主として転入する場合) ●光市がその世帯に交付している保険証又は資格確認書等 ※大和支所又は各出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証又は資格確認書等をご自宅に郵送します。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
4 後期高齢者医療制度	(県内の市町から転入する場合) ※手続きは不要です。後日、保険証(後期高齢者医療被保険者証)又は資格確認書等をご自宅に郵送します。 (県外の市区町村から転入する場合) ●前住所地で交付された『負担区分証明書』 ▲特定疾病療養受療証や障害者手帳等 ●マイナンバー(個人番号)がわかるもの	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
5 国民年金	※マイナンバー(個人番号)と基礎年金番号が結びついている方は、手続きは不要です。 ※マイナンバー(個人番号)と基礎年金番号が結びついていない方は、手続きが必要です。 詳しくはお問合せください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

15 子ども医療費助成制度

※小学校1年生～高校生年代までの児童(18歳到達後最初の3月31日までの医療費を助成します。
【所得による制限はありません】

16 児童扶養手当の手続き

※父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。

17 ひとり親家庭医療費助成制度

※18歳まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の母子・父子家庭の児童及び養育者の医療費を助成します。

18 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート交付の手続き

19 ごみの処理申出

※既に設置してあるボックスやステーションを利用される方は申出は不要です。

20 犬の住所変更手続き

21 水道の使用開始

22 下水道の使用開始

※井戸水で下水道を使用されている方のみ

23 市営住宅の同居承認申請

(前住所地で支給を受けていた方)

●前住所地で交付された『児童扶養手当証書』の写し(全部支給停止者を除く)
●受給者及び同居者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
●借家の場合は賃貸借契約書(公営住宅の場合は入居決定通知書)
●前住所地で支給を受けていなかった方の新規認定請求については、お問合せください。
※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、手続き前にお問合せください。

【所得による制限があります】
●保護者とお子様の健康保険被保険者証
▲保護者とお子様のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
▲保護者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可)
※転入などにより、本市以外で課税されている場合、情報連携の同意書の提出が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。

●登録する車両の車名(メーカー名)、排気量、原動機の型式、車台番号がわかるもの
*本庁では、他市区町村のナンバープレートの返納もできます。

*申出に必要な持ち物はありません。
*ごみは、「光市ごみ分別事典」「光市ごみ収集カレンダー」「ごみ分別アプリ」で分け方・出し方を確認し、決められた場所に決められた時間までに出してください。
*詳しくはお問合せください。

●前住所地の登録鑑札又はマイクロチップ番号
▲動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の変更登録(飼い主がオンライン等でを行います)
*電話もしくは水道局ホームページからお申し込みください。(お急ぎの場合は、お電話でお申し込みください)
<水道水で下水道を使用されている方>
*21の手続きにより、下水道の手続きも完了となります。
<井戸水で下水道を使用される方>
*手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

●世帯全員の住民票
●転入者の最新の所得課税証明書

あいばーく光 窓口 ㊦

こども政策課 こども政策係

☎0833-74-3009

あいばーく光 窓口 ㊦

こども家庭課 家庭相談係

☎0833-74-3006

あいばーく光 窓口 ㊦

こども政策課 こども政策係

☎0833-74-3009

本庁1階 窓口 ㊦

税務課 市民税係 ☎0833-72-1439

大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

環境事業課 ※本庁舎北側別棟

☎0833-72-1470

☎0833-72-1471

本庁1階 窓口 ㊦

環境政策課 環境保全係

☎0833-72-1466

水道局 業務課料金係

☎0833-71-0705

本庁1階 窓口 ㊦

下水道課 業務係

☎0833-72-1473

本庁2階

建築住宅課 住宅係

☎0833-72-1566

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
6 高齢者サービスの申請など	●サービス内容や利用についてお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3012
7 介護認定等手続き(前住所地で認定がある場合)	▲前住所地で交付された『受給資格証明書』 ▲医療保険の被保険者証 ▲本人のマイナンバー(個人番号)がわかるもの(※代理の方が手続きをする場合は、マイナンバーの委任状が必要) ▲本人又は代理人の身分を証明できるもの(運転免許証等) ※転入日から14日以内にお手続きください。 ※前住所地で認定がなかった方は、手続きの必要はありません。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003
8 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳の申請・住所変更など	●持ち物等は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。 ●障害福祉サービスの申請などについては、お問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
9 転校手続き(公立小中学校) ※『就学校指定通知書』の発行は1番をご覧ください。	●前の学校で交付された『在学証明書』 ●前の学校で交付された『教科書給与証明』 ●就学校指定通知書(《1 転入届の手続き》で交付されたもの)	●「就学校指定通知書」に記載されている学校でお手続きください。 (手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602
10 就学援助の手続き	※小中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を助成します。	教育委員会 1階窓口 教育総務課 経理係 ☎0833-74-3601
11 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種に必要な書類(妊産婦健診票/乳幼児健診票 予防接種予診票)について	●母子健康手帳 ●前住所地で交付された「妊産婦健診票」「乳幼児健診票」「予防接種予診票」	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども家庭課 母子保健係 ☎0833-74-1108
12 保育所等の入所手続き	●手続き前にお問合せください。 ※代理の方が手続きをする場合は委任状	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども政策課 保育係 ☎0833-74-3005
13 児童手当の手続き	●保護者(世帯の収入の中心者)の健康保険被保険者証 ●保護者名義の通帳又はカード ●父母のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ※代理の方が手続きをする場合は委任状 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 ※手続きが遅れた場合は、手続きの翌月分からの支給となります。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
14 乳幼児医療費助成制度	※小学校就学前までの児童(6歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
15 子ども医療費助成制度	※小学校1年生～高校生年代までの児童(18歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。 【所得による制限はありません】	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
16 児童扶養手当の手続き	※父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども家庭課 家庭相談係 ☎0833-74-3006
17 ひとり親家庭医療費助成制度	●保護者とお子様の健康保険被保険者証 ▲保護者とお子様のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ▲保護者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可) ※転入などにより、本市以外で課税されている場合、情報連携の同意書の提出が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。	あいばーく光 窓口 ㊦ ㊧ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
18 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート交付の手続き	(前住所地で支給を受けていた方) ●前住所地で交付された『児童扶養手当証書』の写し(全部支給停止者を除く) ●受給者及び同居者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ●借家の場合は賃貸借契約書(公営住宅の場合は入居決定通知書) ※前住所地で支給を受けていなかった方の新規認定請求については、お問合せください。 ※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
19 ごみの処理申出	●申出に必要な持ち物はありません。 ※既に設置してあるボックスやステーションを利用される方は申出は不要です。	環境事業課 ※本庁舎北側別棟 ☎0833-72-1470 ☎0833-72-1471
20 犬の住所変更手続き	●前住所地の登録鑑札又はマイクロチップ番号 ▲動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の変更登録(飼い主がオンライン等で行います)	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
21 水道の使用開始	●電話もしくは水道局ホームページからお申し込みください。 (お急ぎの場合は、お電話でお申し込みください)	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
22 下水道の使用開始	※井戸水で下水道を使用されている方のみ ＜水道水で下水道を使用されている方＞ ※21の手続きにより、下水道の手続きも完了となります。 ＜井戸水で下水道を使用される方＞ ※手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
23 市営住宅の同居承認申請	●世帯全員の住民票 ●転入者の最新の所得課税証明書	本庁2階 建築住宅課 住宅係 ☎0833-72-1566